

- エ 不整脈発作が生じ除細動器の作動があるが、6ヶ月以内（ ヶ月以内）にアと診断できることが見込まれる。
- オ 除細動器の不適切作動（誤作動）があり、その原因が改善されたため、6ヶ月以内（ ヶ月以内）にイと診断できることが見込まれる。
- カ 上記アからオのいずれにも該当しない。

- (4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行った場合
 - ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
 - イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以内（ 日以内）にアと診断できることが見込まれる。

4 その他特記すべき事項

主治医又は専門医として以上のとおり診断する。

年 月 日

病院名又は診療所等の名称・所在地（電話番号）

担当診療科名

担当医師